

移動等円滑化取組計画書

2023年6月30日

住 所 千葉県市川市八幡3-3-1
事業者名 京成バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長 齋藤 隆

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）現状の課題

乗合バス車両についてはバリアフリー化整備を進めるべくノンステップバスの導入を推進しており、全体の9割以上の代替が完了している一方で、高速バス車両はバリアフリー化がコスト面・運用面から困難であり、一部車両の導入に留まっている。それらの車両についても下記のような問題が提起されており、対応を検討している。

①リフト付きバス

- ・操作時間（リフト操作及び車いす固定に約20分を要する）
- ・発着場所の制限（乗降に時間を要するため高頻度発着のバス停では使用不可）
- ・荷物室の容量（通常の約3分の2に縮小）
- ・座席数の制限（車いす1台につき8席程度使用不可）

②ダブルデッカー

- ・荷物室の容量（通常車両の半分以下）
- ・車両導入費用（通常車両+42,270千円／両）
- ・外国産のためメンテナンス時に時間を要する

また、2019年度に導入したエレベータ付きバスについては乗車定員に制限がある。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う路線の休業により、ほぼ使用されていないため、バリアフリー対応の有用性については引き続き検証していく。

（2）今後の対応方針

現在運用している通常の乗合バス車両については、反転式スロープ板や段差部のLED注意喚起などを装備しているが、一部未対応の車両が混在していることから代替新造を継続し、バリアフリーガイドラインへの対応を推進する。

II 移動等円滑化に関する措置

- ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの導入	ノンステップバスを 64 台導入する予定（2023 年度）

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降のための教育	新人乗務員全員に対して車椅子のお客様の乗降介助について研修を行う。また、車椅子のお客様の利用が多い営業所を中心に車種ごとのスロープ板や車椅子固定具の使用方法について教育を行っていく。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降を円滑に行うための支援	車椅子客乗降時の作業マニュアルを携帯させ、車椅子のお客様への乗降介助方法を周知徹底する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内放送による案内の徹底	車内案内放送のマニュアルを携帯させ、場面ごとにお客様への案内内容を周知徹底することで十分な情報の提供を行う。
バスロケーションシステムによる情報提供	WEB 上で到着予測時刻やバス位置情報が検索できる「京成バスナビ」による旅客案内を引き続きしていく。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	新人乗務員を対象として、車椅子のお客様の乗降支援に関する教習を実施すると共に、高齢のお客様の挙動について研修を行う。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内での優先席、車椅子スペースの周知	バス車内において、優先席や車椅子のお客様が乗車された際に使用されるスペースについて周知するための掲示を行い、その他のお客様に移動の円滑化に対する適正な配慮を求めていく。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
ノンステップバスの導入	ノンステップバスを 64 台導入する。	代替新造を継続し、バリアフリーガイドラインへの対応を推進する

V 計画書の公表方法

当社ホームページ上の公表

VI その他計画に関連する事項

注 1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。